

商 品 名 (愛 称)	「無担保住宅ローン」 「無担保住宅ローン・プライム」 (プライムローン (無担保住宅関連資金))
------------------	--

ご利用いただける方	<p>・下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる個人の方。</p> <p>(1) 満20歳以上の方。</p> <p>(2) 対象物件が、申込人もしくはその家族※が所有し、申込人が居住 (居住予定含む) している自宅、または申込人の家族※が居住 (居住予定含む) し、申込人が所有している自宅であること。</p> <p>※申込人の家族は、配偶者・親・子・孫・兄弟に限ります。</p> <p>※空き家特例の場合は、申込人または、その親族が所有する持家 (建物) であること。</p> <p>(3) 居宅 (建物) の不動産登記簿謄本において (根) 抵当権等の各種登記がない方。ただし、当金庫の住宅ローンおよび事業性資金貸付等にかかる抵当権・根抵当権、本件の借換えで抹消となる他金融機関住宅ローンにかかる抵当権・根抵当権は除く。</p> <p>※リフォーム (増改築・修繕) 資金またはリフォーム (増改築・修繕) の借換え資金の場合、他金融機関住宅ローンにかかる抵当権 (根抵当権除く) は除く。</p> <p>(4) 当金庫の審査基準を満たす方</p> <p style="text-align: center;">《プライムローン (無担保住宅関連資金) 》</p> <p>・プライムローン (無担保住宅関連資金) 利用の場合は、上記 (1) ~ (4) のすべてを満たす方で、次の (5) ~ (6) のいずれかに該当する方が対象となります。</p> <p>(5) インターネットで申込みを行った方</p> <p>(6) 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方</p>									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">対象ローン</th> <th style="width: 30%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>(一社)しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。</td> <td>次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン	条件	a	(一社)しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内	b	(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する
		対象ローン	条件							
	a	(一社)しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内							
	b	(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する							
	<p>次の (1) または (2) の物件 (自宅) にかかる①~④の資金</p> <p>(1) 申込人が居住 (居住予定含む) し、申込人またはその家族が所有している自宅</p> <p>(2) 申込人の家族が居住 (居住予定含む) し、申込人が所有している自宅</p> <p>①不動産の購入、新築資金、建て替え資金、リフォーム (増改築・修繕) 資金およびそれに伴う諸費用 (印紙代、登記費用等)。</p> <p>※土地のみの購入資金は、隣地購入・低地購入資金のみに限ります。</p> <p>※①については、工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金の取扱いが可能です。</p> <p>※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外とします。</p> <p>②上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 (①と合わせた申込で100万円以内に限り)。</p> <p>③申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社 (消費者金融は除く) から借り入れたローン (無担保) の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。</p> <p>④申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借</p>									
	お 使 い み ち									

お 使 い み ち	<p>換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限り）の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料。</p> <p>※事業用併用住宅の場合、対象物件における居宅部分の床面積が延床面積の50%以上あればお取扱いが可能です。ただし、リフォーム（増改築・修繕）資金は、居宅にかかるものであれば、居宅部分の床面積の割合に関わらず、お取扱いは可能です。</p> <p>※支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業となっているもの、申込人の配偶者、親、子へ直接支払うものはご利用できません。</p> <p>※上記資金使途で借り入れた当金庫のローン借換え資金のみの取扱いはできません。</p>
	<p>《空き家解体費用に係る特例（空き家特例）》</p> <p>更地にするため空き家を取り壊す場合に限り、取扱いが可能です。</p> <p>ただし、対象物件は申込人またはその親族が所有する建物に限りです。</p> <p>・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（滅失登記費用等を含む）支払済資金※の取扱いが可能です。（事業専用で使用していた建物は対象外です）</p> <p>※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金の取扱いが可能です。</p> <p>・申込人が上記を使途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済に係る手数料</p> <p>※ただし、上記資金使途で借り入れた当金庫のローン借換え資金のみの取り扱いはできません。</p>
	<p>・2,000万円以内とします。</p> <p>※1,000万円超のお申込みの場合は、原則団体信用生命保険の加入が必要です。</p> <p>空き家特例を利用する場合は500万円以内となります。</p>
	<p>・3ヶ月以上20年以内</p>
	<p>・証書貸付</p>
	<p>・固定金利および変動金利型とし、どちらかを選ぶことができます。</p> <p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p>
	<p>・元利均等返済または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。</p> <p>・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内（年2回）まで可能です。</p>
	<p>・不要です。（一般社団法人しんきん保証基金が保証します。）</p>
	<p>・繰上返済・金利種類変更等には、当金庫所定の手数料が必要です。</p> <p>・保証料はご利用利率に含みます。</p>
	<p>・支払先（工事契約先、借換え対象住宅ローンの貸出金融機関等）への振込となります。</p>
事後確認	<p>貸付実行後、対象物件の不動産登記簿謄本等を徴求し、次のいずれかを確認する</p> <p>①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金</p> <p>対象物件の所有者が申込人本人またはその同居家族であること。</p> <p>②住宅ローンの借換え資金</p> <p>借換え対象住宅ローンの（根）抵当権が抹消されていること</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく</p>

苦情処理措置・ 紛争解決措置	ことも可能です。
	・東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談 室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いた くことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会 とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地 域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京 三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ さい。
	・審査によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・1,000万円超のお申込みについては、原則団体信用生命保険の加入が必要です。団体信用生 命保険に加入頂けない場合は、個別にご相談ください。
	・金利種類変更や繰上返済など返済条件を変更する場合は、当金庫所定の手数料が必要です。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	そ の 他